

2017年（平成29年）12月22日

消費者庁長官 岡村和美殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山宏（弁護士・京都産業大学法務研究科教授）

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番

地ヒロセビル4階

電話 075-211-5920

FAX 075-746-5207

申入書

当 NPO 法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成19年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

本書は、御庁において、アフィリエイト広告を利用して、販売する水素水商品につき優良誤認表示を行っている、または、過去に行っていた事業者に対し、措置命令を発すること等の対応を求めるものである。

第1 水素水商品についての表示の問題状況

1 一般的な問題状況

水素水商品を巡っては、その広告で人の疾病を予防または治療する効果効能があるかのような表示がなされていることが問題視されており、現に消費生活相談も多数寄せられている。

この点、水素水商品の販売業者の公式広告では、人の疾病を予防・治療する効果効能等は謳わないものが多い。

他方で、その販売業者から広告の委託を受けたアフィリエイトが、あたかも販売業者と関係のない第三者であるかのように装って、ブログ等で、水素水に上記のような効果効能があることを謳い、販売業者の公式販売サイトへのリンクを表示して、水素水商品購入を誘引していることがある。

このような手法により、消費者が「水素水に人の疾病に対する予防・治療の効果効能がある」との誤認をして、水素水を購入するというトラブルが生じているのである。

2 問題となるウェブサイトの例

(1) 「水素水ガイド」(<http://www.h2h2o.net/>) (平成29年7月21日時点, 添付資料1, 2)

ア 表示の内容

上記「水素水ガイド」なるウェブサイトでは、水素水の効果・効能として、「水素水の臨床試験では、認知症、パーキンソン病、アルツハイマー病などの神経変性疾患や、進行性筋ジストロフィーなどの筋疾患、腎炎、膀胱炎、腎透析等の腎疾患・膀胱疾患関連、癌関連など数多くの疾患・病状に対する効果・効能の論文が発表されています。」などの記載があった(添付資料1)。

ただし、現在は、その記載へのリンクが削除されている。

イ 上記サイトに水素水商品が掲載されていた事業者

上記サイトに水素水商品が掲載されていた事業者とその水素水商品は以下のとおりである(添付資料2)。

トラストネットワーク株式会社 商品名「トラストウォーター」(但し、現在は掲載なし)

株式会社伊藤園 商品名「高濃度水素水」(但し、現在は掲載なし)

株式会社アビスト H&F 商品名「浸みわたる水素水」

(2) 「水素水効果ガイド」(水素水効果ガイド.com) (平成29年9月6日時点, 添付資料3)

ア 表示の内容

上記「水素水効果ガイド」なるウェブサイトでは、水素水の効果として、「リウマチ、動脈硬化、心筋梗塞、むくみ、糖尿病など、あらゆる病気を改善させることができます。」との記載があった(添付資料3・5頁)。

ただし、現在は、それらの記載は削除されている。

イ 上記サイトに水素水商品が掲載されていた事業者

上記サイトに水素水商品が掲載されていた事業者とその水素水商品は以下のとおりである(添付資料3・3頁, 同8頁以下)。

株式会社アビスト H&F 商品名「浸みわたる水素水」

株式会社 健康家族 商品名「仙寿の水」(但し、現在は公式サイトへのリンク無し)

新日本水素株式会社 商品名「クリスタル水素水」

株式会社メロディアン ハーモニーファイン 商品名「水素たっぷりのお

いしい水」(但し、現在はリンク切れ)

株式会社 KIYORA きくち 商品名「ナノ水素水キヨラビ」(但し、現在はリンク切れ)

株式会社サラスバ 商品名「水素水サラスバ」

株式会社ナチュラループラス 商品名「水素水 IZUMIO」(但し、リンク無し)

トラストネットワーク株式会社 商品名「トラストウォーター」(但し、リンク無し)

(3) 「健康オタクの水マニアが教える自分に1番合っている水が見つかるサイト」(<http://umai-mizu.com/entry5.html>) (平成29年10月23日時点及び同年11月7日時点、添付資料4、5)

ア 表示の内容

上記「健康オタクの水マニアが教える自分に1番合っている水が見つかるサイト」なるウェブサイトでは、「水素水で改善が期待できる病気や症状」として、「アレルギー」「糖尿病」「高血圧」「ウイルスによる感染症」「エイズ」「ガン」を掲げていた(添付資料4・2頁、添付資料5・2頁)。

ただし、現在は、それらの記載は削除されている。

イ 上記サイトに水素水商品が掲載されていた事業者

上記サイトに水素水商品が掲載されていた事業者とその水素水商品は以下のとおりである(添付資料4・6頁以下、添付資料5・6頁以下)。

ただし、現在は、いずれも掲載は削除されている。

株式会社健康家族 商品名「仙寿の水 NEO」

株式会社アビストH&F 商品名「浸みわたる水素水」

株式会社マハロ 商品名「ビガーブライト EX」

株式会社メロディアンハーモニーファイン 商品名「水素たっぷりのおいしい水」

第2 法的問題点

1 医薬品的効能、効果があるかのような表示

上記のような問題となる表示は、医薬品としての承認を受けていない水素水商品につき、人の疾病を予防または治療する効能、効果があることを表示するものである。

このような表示は、一般の消費者に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上義務付けられている厚生労働大臣の医薬

品としての承認を受けたものではない水素水商品について、当該承認を受けて製造販売されている医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがあるものといえる。

なお、京都地判平成27年1月21日判例時報2267号83頁は、「医薬品的な効能効果を表示する商品があれば、当該商品が当該効能効果を有することについて国の厳格な審査を経た医薬品であり」、「通常の事業者であれば、承認を受けた医薬品でない商品について医薬品的な効能効果を表示して販売しないであろうという社会通念が形成されている」とする。

2 合理的な根拠に基づかない効能、効果を示していること

上記のような表示の中には、人の疾病を改善する効能、効果があることを断定的に示すものがある。そのような表示を見た一般消費者としては、本件商品にそのような効能、効果があることが合理的な根拠に基づいて認められているものと認識するのが通常といえる。

しかしながら、独立行政法人国立健康・栄養研究所の「健康食品」の素材情報データベースによると、水素水は、「俗に、『活性酸素を除去する』『がんを予防する』『ダイエット効果がある』などと言われているが、ヒトでの有効性について信頼できる十分なデータが見当たらない。」とされている(添付資料6)。

そうすると、上記のような表示は、一般消費者に対して、水素水商品に人の疾病を改善する効能、効果があることについて合理的な根拠がないにもかかわらず、そのような根拠があるとの誤認を引き起こすおそれがあるものといえる。

3 表示の主体

上記のようなウェブサイトの運営者は、水素水商品を販売する上記各事業者とは別主体であるようである。しかし、平成28年6月30日付けで御庁が公表した「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」では、アフィリエイトの行った表示(広告)について、表示内容の決定に関与(決定を委ねている場合も含む)している広告主は景品表示法の「表示」の主体であるとされる。

そして、水素水商品販売事業者と上ウェブサイト運営者との間には広告掲載についての委任契約ないし準委任契約等が存在し、水素水商品販売事業者は表示内容の決定に関与又は決定を委ねている可能性がある。

したがって、上記のようなウェブサイトにおける優良誤認表示の表示主体は、水素水商品販売事業者である可能性がある。

第3 アフィリエイト広告を利用した優良誤認表示商法の問題性

当該事業者のウェブサイトにおいては、景品表示法違反の表示を行わず、その一方で、消費者からすれば客観性・中立性があるように見えるアフィリエイトサイトにおいて、優良誤認表示を行い、消費者を誘引することは、明らかに消費者を欺く行為であって、重大な悪質性がある。

当 NPO 法人では、これまで、上記各ウェブサイトのアフィリエイト広告を出稿していたと思われた、株式会社マハロ、トラストネットワーク株式会社、株式会社伊藤園、株式会社メロディアンハーモニーファイン、株式会社健康家族及び株式会社アビストH&Fに対し、優良誤認表示の差止めを申し入れたところ、問題となる表示や各ウェブサイトへの水素水商品の掲載がとり止められた。

適格消費者団体による差止活動において、申し入れの数には限界があり、加えて、事業者に、アフィリエイトサイトへの広告の掲載をやめる（やめさせる）という措置をとられてしまうと、適格消費者団体としては、それ以上の追及が困難となるのが現状である。しかし、このようないたちごっこを繰り返していても、インターネット上に数多ある優良誤認表示をなくすことはできない。

当 NPO 法人は、本年7月24日付で、御庁に対して、「措置命令要請書」を提出し、「水素水ガイド」及び「水素水効果ガイド」掲載の水素水商品販売事業者に対する措置命令を求めている。しかし、御庁において、その後、水素水商品に関する表示について措置命令がなされることはなく、前向きに検討されているのかも明らかとなっていない。

以上から、当 NPO 法人は、改めて、御庁において、アフィリエイト広告を利用して、当該事業者の販売する水素水商品につき優良誤認表示を行っている、または、過去に行っていた事業者に対し、優良誤認表示を理由とする措置命令を発すること等の対応を求める。

以 上

添付資料1 「水素水ガイド」ウェブページ（平成29年7月21日時点・抜粋）「水素水の効果・効能」

添付資料2 「水素水ガイド」ウェブページ（平成29年7月21日時点・抜粋）「高濃度水素水を一覽で徹底比較！」

添付資料3 「水素水効果ガイド」ウェブページ（平成29年9月6日時点・抜粋）

添付資料4 「健康オタクの水マニアが教える自分に1番合っている水が見つかるサイト」ウェブページ（平成29年10月23日時点・抜粋）

- 添付資料5 「健康オタクの水マニアが教える自分に1番合っている水が見つかるサイト」ウェブページ（平成29年11月7日時点・抜粋）
- 添付資料6 国立健康・栄養研究所の公表データ